

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和4年度社会福祉連携推進協議会の開催等について

平素より、社会福祉法人制度及び社会福祉連携推進法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、社会福祉連携推進法人制度が本年4月に施行されてから半年が経過いたしました。現在6法人が認定され、順調に運用されているところです。

今般、制度の更なる周知・普及を図るため、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等の関係者による令和4年度「社会福祉連携推進協議会」を下記のとおり開催し、事例の共有や意見交換を予定しております。

併せて、本協議会においては、既存の法人間連携として、予算事業である「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用についても促進を図ることとしております。

つきましては、本事務連絡について、所管法人（都道府県においては、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び所管法人）に対し周知いただき、別紙「出席者登録票」をとりまとめの上、ご提出のほどお願いいたします。

記

1 日時・場所

令和5年2月9日（木）14:00～16:00 オンライン（Zoom等）

2 対象

- ・社会福祉連携推進法人及びその認定所轄庁（構成員として）
- ・社会福祉連携推進法人の設立予定法人、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の補助実績のある法人、その他法人間連携に興味のある社会福祉法人や所轄庁等

3 議事（予定）

- 14:00 福祉基盤課挨拶、登壇者紹介
- 14:10 社会福祉連携推進法人による取組紹介
- 14:40 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の取組紹介
- 15:05 パネルディスカッション、質疑応答
- 15:55 連絡事項

4 申込期限・申込先

管内法人（都道府県においては、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び管内法人）分を Zip ファイル等でとりまとめの上、令和5年1月27日（金）までに社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係（syakaifukushi@mhlw.go.jp）宛て回答をお願いいたします。

社会福祉連携推進協議会開催要綱

1 趣旨及び目的

令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度を含む社会福祉法人の連携方策について、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等の関係者による協議を行い、制度のメリットの共有及び制度の普及を図るとともに、今後の制度の展開に資することを目的とする。

2 協議事項

協議会においては、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 社会福祉連携推進法人制度の推進について
- (2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の推進について
- (3) その他

3 協議会の運営

協議会の運営は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課において行う。

4 構成員及び参加者

協議会の構成員は社会福祉連携推進法人及びその認定所轄庁とし、関係団体等をオブザーバーとする。

なお、社会福祉連携推進法人の設立予定者等の関係者の参加を可能とする。

5 その他

- (1) 協議会は、闊達な意見交換を促すため、原則非公開において開催し、会の開催後に、議事要旨等を公開することとする。
- (2) この要綱は、令和4年12月8日から施行する。